

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所衛生課	番号 6 3
許 認 可 等 の 内 容		再生医療等製品の販売業の許可の更新	
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第6項	
審 査 基 準	関 係 条 項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第2項、第4項及び第5項 薬局等構造設備規則第5条の2 事務処理の特例に関する条例別表53（6）	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準 第9)	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（令和6年12月12日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 18日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）	